備考
一　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一条第三号に規定するセンター支出官の取り扱う経理の検査については、この表の定めにかかわらず、第一局財務検査第一課が分掌するものとする。
二　国土交通省又は内閣府が各省各庁から委任された官公庁施設の整備に係る経理（一に掲げるものを除く。）の検査については、この表の定めにかかわらず、第三局国土交通検査第一課が分掌するものとする。
三　検査を受けるものの情報通信に係る経理に関する検査のうち事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表の定めにかかわらず、第五局情報通信検査課が分掌するものとする。
四　会計検査院法第二十三条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する各会計の検査は、この表に定めのある場合を除くほか、各その主管庁の検査を分掌している課が分掌し、同項第五号に規定する会計の検査は、この表に定めのある場合を除くほか、それぞれ同号の国が出資しているものの検査を分掌している課が分掌する。ただし、共管その他分掌の不明なものについては、事務総長の定めるところによる。
五　二以上の課の事務分掌事項に関係する検査のうち横断的な処理を要する事項として事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表及び三の定めにかかわらず、一時的に、事務総長が定める課が分掌するものとする。
六　国の会計経理の検査に関する事務を分掌している課（財務検査第一課を除く。）については、当該国の会計経理の検査に関し必要な範囲で、内閣の検査を行うことができる。
七　国以外のものの会計経理の検査に関する事務を分掌している課については、当該国以外のものの会計経理の検査に関し必要な範囲で、当該国以外のものの主管庁の検査を行うことができる。

（計算証明規則の一部改正）

第三条　計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人日本貿易保険の項を削り、同表独立行政法人教員研修センターの項第一欄中「独立行政法人教員研修センター」を「独立行政法人教職員支援機構」に、同項第三欄中「独立行政法人教員研修センター法」を「独立行政法人教職員支援機構法」に改め、同表国立研究開発法人森林総合研究所の項第一欄中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、同項第二欄中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第十七条」を「第二十条」に、同項第三欄中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

別表第二株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十八条

附　則

1　この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　旧独立行政法人日本貿易保険の計算証明については、株式会社日本貿易保険が従前の例により行うものとする。

○会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百四十七人」を「千二百四十四人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二―一四―一二

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

本則中「六百二十六人」を「六百二十五人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―二―六六

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「矯正研修所支所に勤務する」を「矯正研修所に勤務する研修第一部長、研修第二部長」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―六―八一

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター	サイバーセキュリティ運用専門官（人事院の定める者に限る。）	二

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一五〇

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の表事務局の項中「事務局長」を「事務局長　次長」に改める。

別表第一の十一の表統計研修所の項中「統計研修所」を「統計研究研修所」に、「統括研究官」を「新規情報活用技術研究官」に改め、「主任研究官」を削る。